

地方独立行政法人下関市立市民病院第2期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

(2) 患者サービスの向上

(3) 急性期病院としての機能の充実

(4) 医療スタッフの確保及びその専門性や医療技術の向上

(5) 施設及び医療機器の計画的な整備及び更新

(6) 救急医療の取組

(7) 予防医療の充実

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

(1) 基幹病院への参画

(2) 高度医療の充実

(3) がん医療の充実

(4) 地域の医療機関との連携強化

(5) へき地医療への支援

3 法令等の遵守と情報の公開

(1) 法令と行動規範の遵守

(2) 情報の公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

2 やりがいを持てる人事・給与制度等の整備

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

2 収益の確保及び費用の節減

(1) 収益の確保

(2) 費用の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 災害及び感染症流行時等における対応

2 医療知識の普及啓発及び情報発信

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成24年4月の設立以来、「安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します」を基本理念に、医療環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、効率的な業務運営を行い、下関地域の中核病院として、災害拠点病院としての役割を担うとともに、救急医療をはじめとする高度医療の提供に取り組んできた。

市民病院設立（平成24年度）から平成27年度までの第1期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を生かし、職員が一丸となって、市民のニーズに適切に対応し、安全・安心な医療や高度な医療の提供に努めた結果、7対1看護体制の確立や緩和ケア病棟等を備えた地域医療センター（仮称）の整備などを行い、一定の成果を上げてきたところである。しかしながら、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加による医療需要の多様化、地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想（ビジョン）などに向けた新たな取組が必要となっている。

平成28年度からの第2期中期目標の策定に当たっては、第1期中期目標期間中の運営面・経営面における実績を踏まえ、市立病院としての役割を果たすとともに、制度の特長を生かしたより自由な経営手法により安定した経営基盤を構築し、引き続き急性期医療を担う下関地域の中核病院として、下関市及び地域の医療機関と連携し、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療や高度医療等を提供するとともに、市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待し、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した「患者中心のチーム医療」の充実を図るとともに、患者に必要とされる相談支援体制等の強化を図ること。

(2) 患者サービスの向上

職員全員が接遇などに対する患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

また、ボランティアとの連携を図り、患者の視点に立ったサービスの向上のための取組を進めること。

(3) 急性期病院としての機能の充実

国等が進める地域医療構想（ビジョン）に基づき、効率的な質の高い医療の提供を行うことにより、急性期病院としての機能を充実させること。

(4) 医療スタッフの確保及びその専門性や医療技術の向上

優秀な医療スタッフ（人材）の確保

ア．医師

大学医局など関係機関と連携を強化し、人事交流や研修制度、労働環境などの充実を図るとともに、医師の確保に努めること。

イ．看護師

勤務条件の改善や働きやすい環境などを整備することにより、看護師の確保及び定着に努めること。

ウ．医療技術職員

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに、医療技術職員の確保に努めること。

エ．事務職員

病院運営に関する専門知識や経営感覚を持った職員の計画的な採用に努めるとともに、経営手法の企画・立案に関する戦略機能を強化するため、経営支援を的確に行える人材の育成に努めること。

研究・研修制度の充実

医師や看護師をはじめとする医療スタッフの専門性や医療技術を高めるため、研究及び研修制度などを充実すること。また、より専門的な資格取得に対する支援を充実すること。

(5) 施設及び医療機器の計画的な整備及び更新

市民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、施設の改修などを行うとともに、医療機器を計画的に整備し、必要に応じ順次更新すること。

(6) 救急医療の取組

二次救急医療機関としての役割を果たすため、医師の確保に努め、より充実した救急医療体制の構築を図ること。

(7) 予防医療の充実

疾病予防はもとより、近年増加している生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現行の健診体制を拡充し、予防医療を充実すること。

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

(1) 基幹病院への参画

山口県地域医療構想に基づき下関医療圏地域医療構想調整会議が中間報告（高度急性期・急性期機能編 Ver.1.0）で示した基幹病院に参画すること。

(2) 高度医療の充実

高度医療機器の計画的な整備を進め、他の医療機関では行うことが困難な高度医療を提供すること。また、これらの高度医療機器を活用するために、紹介患者の受入れ促進を行うとともに地域の医療機関との共同利用の促進を図ること。

(3) がん医療の充実

がん診療専門スタッフの充実や育成に努め、がん診療機能の高度化や専門化を図ること。

緩和ケア専門病棟の開設を機に緩和ケア医療を充実すること。

市全体のがん医療の水準の向上を図るとともに、がんに関する相談体制の充実を図り、市民に対して、がんに関する情報を発信し、普及啓発を行うこと。

(4) 地域の医療機関との連携強化

下関地域の中核的な医療機関として、山口県地域医療構想(ビジョン)及び山口県保健医療計画との整合を取りつつ、機能の向上を図るとともに、地域連携室や医療相談などの体制を強化し、地域連携を推進すること。また、地域の医療機関から患者の紹介を受け、逆紹介を積極的に行い、市民や地域の医療機関に信頼される病院として、地域医療支援病院の承認を目指すこと。

(5) へき地医療への支援

市立豊田中央病院と連携を図りつつ、へき地診療支援機能の向上を図ること。

3 法令等の遵守と情報の公開

(1) 法令と行動規範の遵守

医療法を始めとする関係法令を遵守し、市立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

(2) 情報の公開

診療録(カルテ)等の開示など情報の公開については、個人情報の保護に十分留意して、本市条例に基づき適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

地方独立行政法人の特長を生かし、理事長がリーダーシップを発揮して市民病院の運営を的確に行うとともに、理事会及び事務部門などの組

織体制を充実し、権限委譲と責任の所在を明確にした自立性及び機動性の高い運営管理体制の充実を図ること。

2 やりがいを持てる人事・給与制度等の整備

職員がやりがいを持てる人事制度を構築し、職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムの導入に努めること。

また、病院の業績等に応じた給与制度については、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図ること。

さらに、福利厚生充実や職場環境の整備など、職員が働きやすい環境の確保に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

地方公営企業会計制度基準における経常収支比率100%以上を達成するとともに、更なる経営の効率化や健全化に向けた取組の推進により、財源を確保し、安定した経営基盤を確立すること。

2 収益の確保及び費用の節減

(1) 収益の確保

診療体制の充実や効率的な病床利用などに努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して収益の確保に努めること。

(2) 費用の節減

効果的・効率的な業務運営に努めるとともに、費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 災害及び感染症流行時等における対応

災害発生時には災害拠点病院としての役割を果たすとともに、公衆衛生上重大な健康被害が発生する感染症流行時には、第二種感染症指定医療機関として、市長の要請に応じ、市、関係機関及び関係団体と協力して、迅速な対応を行うこと。

2 医療知識の普及啓発及び情報発信

市民に対する公開講座の実施やホームページの充実などにより、医療に対する高度で専門的な知識の普及啓発及び情報発信を行うこと。